

なるは使主とかけり、この意も則使主にて、大身にはあらず、連を群主ムラウシなりと師のいはれしにむかへて思ふに、使主は使人ヒトの中の主といふ義なるべし、如此れば意美の稱は、君に對へて云るものにて、傍より云ふに非ずとすべし、又直に臣字を以て稱號にかきしものは、仁徳紀に小泊瀬造賢遺臣、的臣、祖口持臣などみえたり、師の使主は、漢土または韓地の官名のこなたに移れるならむ、さるから姓氏錄の諸藩の氏々に多くみえしといはれしもたがへり、姓氏錄に、使主を以て姓とせしものは、大和國神別に縣使首首主、村主村主、條かよへるにいふべし、和泉國天孫に末使主、左京諸藩に漢和藥使主、百濟比高使主、高麗後部藥使主、山城國百濟末使主、未定雜姓に百濟長田使主などみえしのみなり、使主姓を賜ふと云ことは、國史にみゆることなれば、このみえし七氏の使主は、みな臣姓なることあかきことをや、漢土また韓地の官名のこなたにうつりたるにあらす、されどこの七氏にかは考りて、使主の文字をわかれしは、ゆゑよしありしこともあるべけれど、そ使主もて稱號にせしは、中臣鳥賊津連を允恭紀に中臣鳥賊津使主といひ、姓氏錄に後漢靈帝三世孫阿智王を阿智使主ともいへり、阿智王は、桓武紀延暦四年六月癸酉、右衛士督從三位兼下野守坂上大忌寸、菟田麻呂等の上表にもみえしをもて、稱言なるを思へ、さるから姓氏錄諸藩の氏々の祖先をいへるに、使主といへるもの多し、是によりて師は韓地の官名にやといはれし也、されど王と云べきほどの人々ならでは、いはざれば、官名にはあらで稱言なるを思ふべし、こたび臣を忌寸の下に序次せしものは、忌寸より宿禰を給へることはみえたれど、臣に移れること國史にみえざれば、忌寸の下とは定めつ秦宿禰、坂上大宿禰などは、みされど臣姓は、太古はことに威稜ありし姓なることは、皇別の氏々に多かりしをもて思ふべし、君臣の義にな思まがへそ、

〔玄同放言 三上〕 姓名稱謂

臣ミオは字の如し、略中使主ミオも亦同訓なり、こは君臣佐使の意を借りて使主とす、即臣オホなり、